

令和7年度民間団体と連携した関係人口創出・拡大及び
移住促進セミナー等実施業務委公募型プロポーザル

質問・回答

令和7年2月26日 福島県ふくしまぐらし推進課

質問事項	質問内容	回答
募集要領 6 参加申込書の提出 7 企画提案書等の提出	参加申込書および企画提案書等の提出物について、代表印の押印が必要な書類はございますか？	参加申込書及び企画提案書等の提出物につきまして、代表者印が必要な書類はございません。
委託業務の目的について	「県との関係人口」の中には、福島県との二地域居住者（二拠点生活者）や多拠点生活者も含まれるか。	「関係人口」とは、特定の地域に継続的に多様な形で関わる人を指しますので、継続的な関わりがある当県との二地域居住者等につきましても関係人口に含まれますが、本事業の趣旨としては移住を見据えた関係人口の創出・拡大を目指しております。
集客目標について	合計75名程度とあるが、セミナー等を3回した場合、均等に25名ずつでなくても問題ないか。	お見込みのとおりです。 ただし、他の開催回の参加者数と比較し、参加者目標を著しく少なく設定するものは認められませんので、開催方法やテーマ設定等を踏まえ、各回適切な集客目標を設定願います。
開催手法、開催場所等について	セミナールームA「オンライン型専用」でハイブリッド型の実施はできないか。 県に負担いただくセミナールーム1回分の利用料金は、AもしくはB、C、Dどちらでも構わないか。	ふるさと回帰支援センターの定めにより、セミナールームAはオンライン型の場合に限り利用可能であり、ハイブリッド型としての利用はできません。 ただし、例外的にリアル参加者の参集場所（会議室等）を別に確保した上で、セミナールームAのオンライン機器を利用して当該参集場所と接続する形であれば、セミナールームAでハイブリット型として開催することは可能です。（※セミナールームA及び参集場所の2カ所分利用料がかかります。） セミナールームB、C、Dであれば、リアル開催・オンライン開催・ハイブリット開催のいずれの形でも開催可能です。 また、県で負担する分については、セミナールームA～Dのいずれを選択いただいても構いません。
開催手法、開催場所等について	セミナールームでの飲食は可能か。 また、飲食不可の場合、セミナールーム以外での開催であれば飲食の提供は可能か。	セミナールームでの飲食はできませんので、飲食物を提供する場合はセミナールーム以外で開催いただく必要がございます。